

# 雇用保険料率が 2023 年 4 月より、変更となります。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

## <令和 5 年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
				失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和 4 年 10 月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和 4 年 10 月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和 4 年 10 月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚については一般の事業の率が適用されます。

## <助成金記入時の注意点>

### (4) 労災保険料、雇用保険料 (第 5 回)

農業法人等名 有限会社 東京農場  
研修生氏名 水田 耕作

月分	労災保険料・雇用保険料の算出				金額(円)	
	給与総支給額		保険料率			
4月	雇用保険料	200,000	×	9.5	÷ 1000	0
	労災保険料	200,000	×	13.00	÷ 1000	2,600
	計					2,600
5月	雇用保険料	220,000	×	10.50	÷ 1000	2,310
	労災保険料	220,000	×	13.00	÷ 1000	2,860
	計					5,170

2023 年 4 月の雇用保険料率は、  
賃金の締日を基準に変更してください。

#### ① 月末締め翌月末払いの場合

賃金締日：2023 年 3 月 31 日  
雇用保険料率は、「9.5」

#### ② 20 日ㄮ当月末日払いの場合

賃金締日：2023 年 4 月 20 日  
雇用保険料率は「10.5」

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚  
については一般の事業の率が適用されます。